

開催日時	2021年8月5日(木) 13:00~14:20	開催場所	※委員長を含む全出席者は Webex システムによるリモートアクセスにて出席
委員一覧			
	氏名	所属	役職
◎	武田 邦宣	大阪大学	法学研究科 教授
	安藤 至大	日本大学	経済学部 教授
	岩船 由美子	東京大学	生産技術研究所 特任教授
	石井 達也	電源開発(株)	エネルギー計画部長
	石坂 匡史	東京ガス(株)	電力事業部長
	片山 朋宏	(株)エネット	需給本部需給オペレーション室長
	沼畑 秀樹	東北電力(株)	執行役員 発電・販売カンパニー 事業戦略部長
	橋本 賢一郎	丸紅新電力(株)	卸取引部長
	花井 浩一	中部電力(株)	執行役員 経営戦略本部 部長
	村上 堯	(一社)日本卸電力取引所	理事長
	国松 亮一	(一社)日本卸電力取引所	企画業務部長
◎印は委員長			
<オブザーバー>			
	迫田 英晴	電力・ガス取引監視等委員会事務局	取引制度企画室長
	下村 貴裕	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部	電力産業・市場室長
(敬称略、順不同)			

検討議案

議題 1：時間前市場のあり方について
 議題 2：発電情報公開システム(HJKS)について
 議題 3：作業部会のメンバーの変更について

事務局より、委員全員の出席並びにオブザーバー等の出席が報告された後、武田委員長が議長となり議事を開始した。

議題 1. 時間前市場のあり方について

事務局より、資料 3「時間前市場のあり方について」に基づき、議論の概要並びに、議論事項として、時間前市場創設の目的、及び電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合(以下 専門会合という)で指摘された事項、これらを踏まえた今後の議論の進め方について、次の説明があった。

- 専門会合において、時間前市場へのシングルプライスオークション(以下、SPA という。)追加導入について議論が行われているが、この必要性等に関し、JEPX 運営委員会においてもしっかりと議論しておきたい。そのために時間前市場の創設目的並びに、今後の変動電源の増加による影響を考慮しつつ JEPX 事務局としての考えをまとめた。これに関する委員の意見をいただき、今後の検討を進めたい。
- はじめに、時間前市場はその創設目的が調整の場ということであり、そうならば随時調整可能な方式が適しているとの結論からザラバ方式が採用された。但し創設当初は、連系線確認に係る要因から SPA による 1 日 3 回の 4 時間前市場として実施していたが、2016 年 4 月に広域機関によって当該要因が解消され現在の方式となった。こうした経緯の中で、再び SPA 追加導入の議論が生じているところ。
- 続いて専門会合で指摘された事項に関する JEPX 事務局の考え方であるが、FIP 制度の導入や再生可能エネルギーの増加等を見据えた時間前市場のあり方に関して。JEPX 事務局も専門会合同様に、自然変動電源の増加に伴い時間前市場の利用が増えると想定しているが、これが増えるから、あらかじめ時間前市場を活性化しておかなければいけないという点には即時に繋がらないと考えている。また、刻々の予測変動を踏まえた場合、24 時間取引可能なザラバが適する。
- また、売りにおける発電機の起動特性の考慮に関して、時間前市場への SPA 導入により、発電機の新たな稼働が生まれるのではないかとの意見があったが、時間前市場の前には、ブロック入札のあるスポット市場や 3 時間ブロックのある調整力市場があり、そこにでていない発電機を時間前市場のために起動させるということは想像しづらいこと。また、発電事業者は長期的な予定に基づいて発電計画を立てており、時間前市場で売れたら起動するということは、それほど多くはないと考えている。
- 再エネ予測誤差の分析に関して、現在、一般送配電事業者が行っている FIT 分のスポットへの入札が、FIP 制度をうけ各発電事業者により行われることとなった際の市場の変化に対する対応であるが、各発電事業者の入札は、一般送配電事業者による主として気象を元にした一様入札ではなく、各事業者による天候以外の諸要件も考慮したものとなること、またその入札量についても事業者によって多め少なめ等多様化し、結果として現在と同じような誤差となるかが定かではない。
- また、各事業者は時間前市場を使って調整することになるが、そのタイミングは事業者の戦略上重要な要素になると考えるため、決められた時間に一様に合致させるオークション方式よりも継続的に取引されるザラバが適していると考えます。

- 海外事例に関する考察に関しては、ドイツが参考になる。ドイツの時間前はザラバであったがそれに SPA が導入された。この理由は、ドイツのスポットは 60 分単位の取引、時間前市場は 15 分単位。現在のドイツの同時同量は 15 分単位でなされている。そこでスポットで 60 分単位で取引したものを時間前で 15 分単位に調整する必要がある。この調整が集中して行われるために時間前の開場時に SPA の必要がある。JEPX でも以前はスポットの取引単位が 1MW、時間前が 0.1MW の時があり、この時は時間前の開場時に調整のための入札が集中したという事例があった。こういった理由のない北欧のノルドプールではザラバのみで SPA は導入されていない等、海外の事例についてはそういった点も踏まえて参考にすべき。
- JEPX 事務局の考え方をまとめると、時間前市場への SPA の追加導入には明確な論理が必要。追加しても邪魔になるものではないといったことで導入した場合、一番の懸念事項はスポット取引の二重化の問題である。10 時のスポット市場と 17 時の時間前の SPA、これによる取引の分散化を非常に懸念している。
- その懸念があり、時間前の SPA 導入については様子をみつつ慎重に取り組むべきと考えている。時間前市場の状況をみつつ、取引開始時に取引が集中するような状況があればオープニングセッションとして板寄せ形式の SPA を検討すべきであるが、現時点において、スポット取引の分散化を招いてまで早急に導入すべき強い理由は見当たらないのではないかと。

以上の説明に対する意見・質疑等は次の通り。

○武田委員長

- 事務局の説明内容は、SPA の導入を前提に詳細設計に進んでいる専門会合の議論と必ずしも整合しているわけではないが、本日は何かを決めるわけではないので、幅広く委員の方々の意見を伺いたい。

(時間前市場の活性化、SPA 導入について)

○岩船委員

- 専門会合の議論は、基本的に時間前市場をどのように活性化するかであり、そのために SPA が必要であるということと理解しているが、これに対し事務局は、SPA の導入は不要であるとの意見なのか。時間前市場を活性化する必要はないとの意見なのか。ザラバでも活性化が可能との意見なのか。
- 時間前取引の取引量は増えなくても良いとの考えがスタート地点か。

○國松委員

- 時間前市場の活性化に関しては、市場創設の目的で述べたように、時間前市場の目的は調整の場として機能すること。ここに多くの取引量を求めるかという点は議論すべきである。その点からスタートしている。
- いたずらに取引量が増えなくても良い。取引量を増やさなければならない市場とは考えていない。

○安藤委員

- SPA の追加検討という観点では、検討の結果、追加しない方が良いということが事務局の意見と理解している。
- 伝統的に金融市場で、どういう形で取引をすることが効率的なのか、こういう議論は 1980 年代から多くの研究がある。基本的には市場の流動性が高いことが良い。流動性が高いために、売りと買いの

スプレッドが狭いことや板が厚いこと、ショックからの回復力が早いこと等、様々な評価指標によって、市場がどのような時に効率的かとの議論が為されている。

- これを前提とした時、果たして、現在のザラバに加えて SPA を導入すること、常にマーケット数の増加が良いかと言うと、それも自明ではない。売りと買いの分散等、同じ財が色々な所で取引されていると、その中でアービトラージの問題も出て来る。どの段階での取引が効果的かとの話も出て来る。この話自身は、既存の良くある研究の中で、ザラバが良いか、SPA が良いかという文献として沢山あるが、両方行う場合に、どのような形で併存させるのかということは、しっかり確認した上での議論が必要ということは、確かにその通りである。
- これから時間前取引が増加することは予想できる。仮に SPA を追加したことで取引が円滑になるのか。それとも市場が分断され、増加するはずが、これを導入したことで、反対に取引が抑制されたり、価格の乱高下が生じては望ましくない。この辺りの議論が必要と認識している。

○國松委員

- 安藤委員の指摘の通り、市場分析をしっかり行い効果的な形で導入したいと考えている。

○岩船委員

- 安藤委員の指摘の点は、市場を作る前に、併存させるべきか否か、どちらが良いか分かるものなのか。議論することは良いとしても、理論的に当たりがつくものなのか。

○安藤委員

- 様々な取引の方法には一長一短がある。日本の株式市場には昔、店頭市場というのがあり、証券会社が特定の株式について、売りならば幾ら、買いならば幾らと、一定のスプレッドを確保しながら、このようなものを提示していたが、現在はそのような方式ではない。ザラバで行っているとか、複数の取引手法には優劣やメリット、デメリットがあることは認識されている。そのことを踏まえて、新しくゼロから始めようというわけではなく、既存の取引市場が議論の参考になる。

○片山委員

- 小売り事業者としての意見である。小売事業者はスポット市場で買えないものを時間前市場で補う。スポット市場に使用している天気予報は、恐らく前日の朝 5 時頃の予報であり、これに基づき翌日の予測を行っていると思う。天気予報は半日すれば、かなり変わるため、夕方 5 時に新たな天気予報を使い時間前市場での誤差を修正している。天気予報の誤差を吸収する市場として時間前市場は大切な市場である。
- 現状では入札がそこまで多くないことから、昨年、監視等委員会が時間前市場の活性化のための施策提示があったが、入札量が少ないことが明らかとなり、入札を増やす必要があることは認識された。
- 再エネの FIT1 の電源に関しては、送配電事業者が買い取り誤差を調整するが、FIT2 は小売事業者が太陽光発電を調整するため、苦勞して 30 分の同時同量を満たすために時間前市場を利用して調整している。送配電事業者が調整すれば良いということではなく、小売事業者も細かく調整している点は理解いただきたい。SPA に拘るわけではないが、時間前市場に入札を出し、調整能力を高めることは必要である。
- 小売事業者における予測の誤差は低くて 3%、平均で 5%程度と考えられる。時間前市場の取引量が 0.8%程度であることから、5%の誤差を調整しようと思っても難しい。時間前市場は調整市場としての役割をまだ果たしていないのではないか。

○岩船委員

- ザラバでも厚みさえあれば良いということか。

○片山委員

- ザラバは前日の朝 5 時の時点の予測である。その後の天気予報とのずれや、ザラバは都度の取引であるため、価格の高騰等により必要な量を購入できない場合もある。こうしたものを吸収するために時間前取引は必要である。

○花井委員

- 事業者としての意見である。今回、時間前市場のあり方ということで、SPA の追加が必要かという論点を提示いただいているが、それは手段の話であり、目的は時間前市場の厚みの拡充ではないか。現状、計画値同時同量を実施する中では、時間前市場はゲートクローズの直前で取引できるメリットがあるので、需給調整の場を増やす観点からも重要な市場と考える。取引が活性化していない現状について、どのようなところに問題があるか、もう一度分析のうえ、活性化の手段を考えるべきである。
- 事務局の説明に、時間前市場の取引量増加を望むのかというものがあつたが、JEPX として市場の取引量が増えることを望まないということは無いと考える。如何に取引量を増やすために、商品設計をどのように考えるか、どういったリソースは、どのような出し方であれば出し易いのか等を考慮して行くべきである。
- スポット市場があり、時間前市場があり、需給調整市場があり、それぞれが役割を果たすべきである。この点は専門会合等においても、今後、整理されて行くものと考えている。
- 時間前市場を如何に活用し易くするかが、今回、与えられた論点である。本日は具体的な案は無く、ネガティブにとらえる向きもあるが、JEPX 事務局の資料にも取引状況を見てしっかり考えて行くところ。今後、ザラバと SPA の併設の他、色々なアイデアを出し進めて行くものと考えている。次回以降は、そのような観点で、時間前市場の厚みを拡充する方法について議論することが重要である。

○橋本委員

- 時間前市場に札が出ない理由として、時間前市場の活性化に繋がる事項ではないかもしれないが、時間前市場で約定した場合、電力広域的運営推進機関に約定分を反映した計画変更を提出する。これは不整合があると受け付けてもらえず、間に合わない和不整合インバランスになってしまうことがあり、各社はゲートクローズまで一定の時間を空けていると思う。一定時間とは 3 時間程度であり、不整合が生じないように、この時間で各社、売り札も買い札も取り下げってしまう実態がある。電力広域的運営推進機関との整合を保つためである。この辺りも早めに札が減る要因であると認識いただければと思う。

○國松委員

- 花井委員に纏めていただいた点は、しっかりと検討していかなければならないと考えている。検討の前段として、時間前に追加する SPA はスポット市場と同じようなものかどうか。歯抜け約定の話も出たが、すなわちブロック入札を入れるか、入れないか。どのような SPA を想像するかによって意見は変わってくると思う。ブロック入札がセットの SPA を想像するのか、入れない SPA を想像するのか。
- また、現在の時間前市場においても、市場支配力のある事業者に 3 つの入札を義務付けていること、スポット取引のように自主的取組として余剰電力の限界費用での入札といったことを課すのかどうか。それとも自由な市場とするのか。その点においても考え方は変わると思う。
- SPA を導入すれば、現在のザラバ取引よりも安い売り札が出る、または高い買いが出るといったイメージは各事業者により異なると思うが、まず前提として、何もない SPA を想定し検討を進めるべきと考える。今後の議論に際し加えるべき前提事項があるならば、それは提示いただきたい。

(市場監視の観点)

○武田委員長

- 市場監視面では、ザラバと SPA に違いはあるか。SPA の方が監視し易いのか。

○國松委員

- 監視については、SPA の方が圧倒的に行い易い。ザラバは板を随時監視しなければならない。そこに難しさがある。SPA の監視は、入札が行われたリアルタイムではなく、結果の検証に近い部分がある。ザラバではリアルタイムの監視が行える。手間が掛かるのはザラバであるが、結果論ではなく、動きを止めることが可能なのはザラバである。

(発電機の起動特性について)

○岩船委員

- 発電事業者が現状のザラバでは対応が難しい、歯抜け約定の問題が存在するという点に対する事務局の考えを確認したい。

○國松委員

- 歯抜け約定という問題はスポット取引でも起こり得る問題であり、ブロック入札により防いでいる。このブロック入札が取引に良い影響を与えないことも事実である。歯抜け防止のためにブロック付きの SPA 導入ということであればそういった面も考える必要がある。SPA 導入に際し、何をセットに考えるか。単純な板寄せだけなのか各々イメージが違うと思う。そこは注意して検討する必要がある。

○岩船委員

- 発電機の起動に時間が掛かることは理解できるが、DR であればもう少し機動的に使用できるものもあるのではないかと。今後、調整力もフリーになって行くことを踏まえれば、DR もしっかり考え、発電機の起動だけを前提とした議論では無いと考える。

○橋本委員

- 事業者の観点からである。発電機の起動に関する論点については、時間前市場が存在することで、事業者としては有難い面がある。監視等委員会より、起動時間に関する調査の結果報告があったが、そこで示された時間の枠での起動は可能であるので、トラブル等により、スポット断面で停止していたものであっても、時間前取引を活用して起動することが実際にある。また例えば、1 基はスポット断面でトラブル停止していたが、その後修理が完了し、受け渡し断面で稼働できることとなり、時間前市場を活用して稼働した事例もある。時間前市場の活性化は事業者としてはお願いしたいところ。
- 時間前市場はザラバであるが、発電機は一定時間の運転が必要となる。その意味ではスポット取引のブロック入札のような形で一定時間を確保する形にすれば活用が広がる。そうなれば前例のようなケースでも時間前市場に投入しやすい。

(FIP 制度の導入及び再エネ対応について)

○岩船委員

- 今後、再エネの予測誤差が増加した場合、また FIP 導入により発電事業者が自ら予測等を行う場合、そこに生ずるギャップを埋めるための手段が必要ではないか。
- 取引量が多くないが、ザラバでもきっちり機能していると事務局は認識しているとの理解で良いか。

○國松委員

- ギャップに関しては、現在のザラバにおいても、余剰電力である安値の売りは凡そ約定している。一方、どうしても必要となった場合の高値の買いも約定している。安く買いたい、高く売りたいとの思い通りには行かないが、価格を併せて考えれば調整が利く市場が形成されている。
- ザラバでもきっちり機能している。

○岩船委員

- FIP 電源、自然変動電源の増加に伴い、時間前市場の利用増加は予想できるとの専門会合の指摘事項に対し、自然変動電源の増加に向けた活性化の必要は無いとの説明は矛盾しているのではないかと。
- 再エネの予想誤差について、むしろ他の要因があるのは分かるが、やはり PV がメインであるとすれば、基本的に天気予報の問題であり、日射量の問題が一番効くので、他の所を当然コントロールしたうでも、事業者はギリギリまで持って行った方が、予測誤差が小さくなることは明らかであると思う。早い時間に予測精度を上げることを期待するという点は論理的にどうかと思う。

○國松委員

- 自然変動電源の増加により、事業者の時間前市場での調整が始まることから、そこでの約定量の自然な増加は容易に想像できる。しかし自然変動電源が入ってくる前に、時間前市場の厚みを増やしておかなければならないことは無いという文脈で記載している。自然変動電源が入ってくる前に時間前市場の厚みを増やしておかなければ、自然変動電源が入って来ないということは違う。増加に向けての活性化、取引量を増やしておかなければならないということは無いのではないかとという観点で記載している。
- 再エネの予測誤差に関しては、どんどん近づいて行くことは事実であるが、それをどの断面で予測して、調整に向かうかという時期の違いであると思う。近づけば近づくほど、予測精度は上がるが、限られた時間の中で、自社にとって最も経済的な効果が高い時期というものを事業者が自ら見定め、そこでの調整を進んで行く世界になるのではないかと。そういう世界に誘導することが適当ではないかという趣旨である。

(海外事例について)

○岩船委員

- 海外の状況は監視等委員会と事務局で、正しく整理してほしい。
- 安藤委員によれば、既存の取引市場が議論の参考になるとのことであるが、海外の事例も参考にできるといふことか。

○安藤委員

- 参考になる。資料の事例としてドイツのケースを記載しているが、今後、さらに議論、検討を深めるということは、非常に真つ当な事である。ドイツが SPA を導入したことにより、その前後でどのような変化があったのか。どのようなメリットや弊害があったのかをしっかりと調べる必要がある。

(オブザーバーからの意見)

○岩船委員

- 事務局の説明に対する電力・ガス取引監視等委員会(以下、監視等委員会という。)の意見を聞きたい。

○迫田オブザーバー

- 専門会合で議論している背景としては、FIP の導入や新しくインバランス制度が見直されるといった状況変化があるので、よりBGにとっての調整手段を確保して行くことが必要ではないかとの問題意識から、時間前市場の厚みを増すという観点でSPAの導入が必要であるとの考えを持ってこれまで議論している。
- 本日の事務局のそもそも論からの議論には驚いている。専門会合の資料にもあるが、SPA をメインに置くというより、ザラバに併設するかたちで SPA を導入していくことを想定している。その点は前提として認識してもらいたい。
- 発電機の起動特性についても重要な論点であると認識しているが、6 月の専門会合でも当方の調査結果を提示しており、12 時間前に起動指令があれば、7 割程度の電源が起動することを確認しており、時間前取引に対応可能な電源が一定割合存在するのではと考えている。
- 海外の状況に関しては、SPA 導入議論は再エネがトリガーであると認識している。様々な議論はあるが小規模発電事業者にとっては、ザラバでは取引に参加しづらいといった点、歯抜け約定は避けたいといった点が上げられている。こうした点にどう対応するか検討され、SPA の導入が議論されていると認識している。
- 活性化策はいずれにしても、FIP の導入や再エネの導入、インバランスによってペナルティが上がっていくことを回避したい BG にとっては、スポット取引後の時間前市場の厚みというもの求められているのではないかと、それが当然の帰結ではないかと考えている。活性化策は非常に重要との認識のもと、海外事例や足元の実際の取引状況等を踏まえ、SPA を活性化策として提示し、適宜、議論を行っている。
- 考え方としては、SPA 以外でも FIP やインバランスの問題に対し、事業者のニーズにマッチするものがあれば議論すればよい。現時点、想定はしていないが、もしあるのであれば JEPX から提示してもらい専門会合で議論いただいても良いのではないかと。
- なお、本年度の JEPX の事業計画には、監視等委員会とも連携し、時間前市場への SPA の導入も含め、利便性向上策の検討を進めると記載されている。当該計画は経済産業省として認可しているが、SPA 導入を議論しないと想定していない。SPA 以外の活性化策があれば、当然、議論したいと考えているが、その内容については、専門会合にも提示し、その妥当性等を十分に検証する必要があるのではないかと。

○國松委員

- 当方も SPA の導入を検討する中で、その必要性をよく考えなくてはならないと思っている。この時点で、必要か否かという点をしっかりと考えておきたい。どのようになれば導入する必要が出て来るのかを議論しておく必要があると考えている。決して検討しないということではない。

(その他)

○村上委員

- 本日の意見には、大変ご尤もな意見が多い。最も気になる点はスポット市場と時間前市場の関係である。時間前市場が調整の場との認識を強く持っている一方で、スポット市場は価格指標がしっかりと開示される市場であり、それなりの取引量が確保されるべき市場と考える。その意味で、現在の時間前市場に SPA を導入することで、スモール第 2 スポット市場が出来ることにならないか懸念している。何故かと言えば、仮にスポット市場に近い SPA を導入したとして、翌日の 48 コマの調整が全て可能なのかという点では、刻々と状況は変化するなか、誤差の修正、穴埋めを完全に行うことは難しい。本来であれば、取引参加者の利便性を増すために各 48 コマの厚みを如何に増すことができるのかを考え、対処すべきである。

- 予測誤差の話が出たが、これまでのスポット市場は午前 10 時に締め切り、結果を公表し、正午に申告、ゲートクローズ、その後 1 時間前という流れであるが、いわゆる電力自由化を進め、この 10 年程が過ぎる中、この仕切り時間は変わっていない。スポット取引において、なるべく誤差の少ない、計画値の達成を目指すのであれば、この午前 10 時を正午や 14 時等に何故変えられないのか。昔からの流れが前提に話を進めていることに何となく違和感を覚える。利便性のために何が必要かを色々と考える話ではないか。
- 昔 JEPX のスポット取引が活性化していないとの議論が審議会であった際、それは取引所が重要視されていないからであると申しあげたことがあった。連系線の優先順位を例にあげ、相対取引に劣後している状況を話した。この是正に 6 年かかった。色々な所にまだ過去の仕切りが残っており、これを残したままで時間前市場を如何に活性化させるかという議論になっている点が何となく不思議である。
- 取引所への参加者に限らず、全ての取引参加者、発電事業者、小売事業者の立場で、取引所はどのような市場を提供すべきかを考えるべきである。JEPX は全ての取引の場ではなく、あくまでも取引の場のひとつである。相対も含め、競争の立場を優位にするためには、取引参加者の眼から見て、どのような市場であれば使い勝手が良いかという点をしっかり確認する必要がある。
- JEPX の市場は、やはり海外の市場とは異なる。やはり日本の市場である。海外取引所の事例を参考にしつつ、日本として、日本の現状の在り様にとって、この先の変化も踏まえ検討することが第一ではないか。
- 時間前市場への SPA 導入の検討については吝かではないが、取引参加者のためにはどうか、市場の活性化というよりも、市場の利便性にとってどうなのかということについて議論いただきたい。とりわけ市場利用者である事業者の意見を尊重したい。

○武田委員長

- 様々な意見をいただき有難い。本日は何かを決めるわけではない。事務局は本日の議論の内容を踏まえ、さらに検討を進めてほしい。

議題 2. 発電情報公開システム(HJKS)について

事務局より、資料 4「発電情報公開システム(HJKS)について」に基づき、議論の概要並びに、議論事項として、停止・出力低下理由のプルダウン選択式の採用及び監視等委員会調査における要望への対応、システム運営者からの意見の提出方法について、次の説明があった。

- 専門会合において、発電情報公開システム(以下、HJKS という。)の見直しが議論され、出力低下情報に関しては、24 時間で 240 万 kWh 以上低下する場合は入力することに変更となり、これが適取ガイドラインに明記されることとなった。その他の見直しに際しての JEPX の方針をまとめた。
- 停止・出力低下理由のプルダウン選択式の採用に関しては、前回の運営委員会での意見を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会(以下、監視等委員会という。)において取り上げた事項である。入力負荷軽減の観点では、細かすぎる選択肢は入力負荷が増し、望ましくない。他方、停止・出力低下理由は、第三者に係る事由の解消される期間や影響等を考慮する重要な要素となることから詳細であることが望ましいとの意見がある。両論がある中、どのようにすべきかを議論する必要がある。
- 具体的には、現在の HJKS では、3 つの選択肢(計画停止・計画外停止・出力低下)、と理由を記載するボックスを用意しているが、この見直しを行う。

- 1 案として、専門会合での議論を踏まえ停止としては定期検査、設備故障、送電線等制約、長期計画停止、その他。低下としては、設備故障、送電線等制約、燃料制約、その他といった選択肢を用意し、加えて自由記載欄に設備の名称や故障の概要を記載するといったことが考えられるのではないかと。この選択肢や自由記載の内容についての検討作業を運営委員会 作業部会に指示してはどうか。
- 作業部会では、発電サイドとして、作業部会のメンバーでもある旧一般電気事業者や電源開発株式会社、部会メンバー以外でも株式会社 JERA 等といった大手発電事業者のご意見、また、情報の利用者という面から小売事業者等のご意見も確認いただいたうえで検討を進めていただきたいと考えており、そういった指示でよいかを議論いただきたい。
- また、専門会合において HJKS に対する要望が紹介されていたが、これに関して監視等委員会へ JEPX 事務局としても回答するつもりであるが、運営委員会の場でも JEPX 事務局としての考えを紹介する。
- まず夜間・祝祭日の登録にタイムラグがあるとの意見があったが、HJKS は 365 日 24 時間稼働、事業者の登録時点で即反映するシステムであるため、タイムラグは発生しないこと。おそらくその意見は別の理由によるものと想定する。
- また、事業者側から削除できないとの点は、当初の HJKS は削除ができる仕様であった。そうすると停止した発電機の再開後に停止情報を削除されるケースがあり、停止の履歴が残らないことが発生したため、2018 年 2 月より削除ができないように変更した。停止計画が延期されて未定となった場合等の対応方法としては、未定となった際、一旦停止年月日を 9999 年等に修正してもらい、その後確定すれば 2021 年等に戻すといった方法を考えている。このように削除の必要性というのを確認し、それに合わせた方法を検討する必要がある。
- また、ユニット群での登録をできるようにしてほしいとのご意見に対しては、発電情報の公開が 10 万 kW のユニットと定められており、それに合わせ HJKS もユニット単位の登録としなければいけないことから、どういったニーズなのか、実際のところを確認し対応したい。
- 周期的な停止・低下は繰り返し登録できるようにしてほしいとの意見については、専門会合において日常的な運用では入力が不要となる整理がされた。こういった事例に該当するか否かの確認が必要である。
- また、HJKS に関しては JEPX 事務局で運用しているものの、直接的な取引運営事項ではないため運営委員会でご議論いただいていた。しかし電力取引とも密接に関係し、JEPX 事務局も長く HJKS を運用し、その利用者の要望や課題も把握しているため、今後は運営委員会を通じて発信して行きたい。例えば、計画変更の多い事業者に対して JEPX 事務局から内容確認等を行うことで、停止の蓋然性を高めていただくことが可能ではないかと考えている。
- また、例えば毎日 8 時から 17 時など同じ時間帯で停止するなど、繰り返し停止の登録を行っている事業者も存在するが、それが 24 時間で 240 万 kWh 以上の低下にならない場合は登録しなくてもよいか、といった細かな部分も電力・ガス取引監視等委員会とも確認のうえ、運営委員会にご紹介し、そのやり方等について検討を進めたいと考えている。

以上の説明に対する意見、質疑は次の通り。

(システム運用者としての対応等について)

○沼畑委員

- HJKS への登録内容の見直しについては、24 時間 240 万 kWh というところの新しいガイドラインが決まれば、しっかりと適切に運用していきたいと考えている。JEPX 事務局の資料上、計画変更の多い事業者への指導とあるが、登録内容の見直しが増加すれば、HJKS への開示も必然的に増加すると思われる。タイムリーな計画変更の開示を求められているとすれば、計画変更が多い点が指導対象となれば、むしろ安全サイドにたち、あまり計画を変更しない方向に流れてしまうことも懸念される。計画変更の頻度が判断基準ではなく、むしろ積極的な計画変更の開示を促すことが本来の趣旨ではないか。

○國松委員

- 計画というのは、日時が変更になる、期間に関しても 3 日間で 4 日間になる、時期が変更になるなど、変更するものと認識している。ここで考えていたことは、停止情報の削除というものがそれなりに多い方も存在し、停止の内容が変わることは理解できるが、停止自体が無くなって削除といったことが多ければ、その理由等を確認する必要があるのではないかという趣旨である。

○沼畑委員

- 趣旨は理解した、「指導」という言葉は適切ではないかと思うので表現を変えるべき。

○迫田オブザーバー

- 事務局から例として 8 時から 17 時の停止の話があったが、停止となった場合は HJKS への登録が必要である。DSS のような日常的な運用に該当する場合については例外であり、日中の場合にはこれに当たらないと考えられ登録が必要になると考える。

(利用者ニーズの把握体制について)

○迫田オブザーバー

- 詳細検討に当たり、株式会社 JERA 及び電源開発株式会社等に意見を聞くとのことであるが、それ以外の利用者の意見も広く存在する。今回に限らず、一般的な利用者ニーズの把握体制はどのようになっているのか。利用者ニーズの現在の把握体制を確認したい。

○國松委員

- 利用者ニーズの確認、把握という点については、折に触れ、これまで取引会員向けのアンケートを実施し、把握に努めている。把握方法に関しては、運営委員会などで案を決め、そのうえでアンケートを実施することが効果的であると考え、そのような方法をとってきた。今後この HJKS のプルダウンの選択項目に関しても、まず作業部会で案を作成し、これをもとに会員以外の意見も確認できるよう、ホームページを通じて意見を寄せていただくことを考えている。

○迫田オブザーバー

- 本件に限らず、事業者から直接自分たちのニーズを伝えるチャンネルが少ないとの話も聞いている。今回の HJKS に限らず、一般の利用者のニーズを把握する体制を念頭に置き、これを活用しながら、今回の HJKS の意見募集を行うといった方向で検討していただければ有難い。

○花井委員

- 利用者ニーズの取りまとめをどのように行うのか確認したかった。利用者側の意見は非常に重要である。國松委員から方針を確認できたのでしっかり行っていただきたい。

○武田委員長

- 利用者ニーズを把握する大きな体制を考え、その一環として、この HJKS の問題も対応してもらいたい。

(検討の進め方等について)

○花井委員

- HJKS に関しては、これまで運営委員会で議論していなかったが、今後、運営委員会を通じて発信して行くとのこと。HJKSに係る細かい作業は作業部会で議論し進めると理解しているが、作業部会から上がってきたものは運営委員会で議論する、審議する、それを踏まえて対応するという、システムに関しても運営委員会で検討するとの理解で良いか。

○國松委員

- HJKSに関する部分も運営委員会の中で議論いただく。詳細は作業部会で検討し、運営委員会に諮る。

○武田委員長

- 利用者ニーズ把握の体制を進めつつ、大手発電事業者の株式会社 JERA や電源開発株式会社、旧一電の意見を確認することとしたい。並行して詳細は作業部会で検討し、そこから上がってきたものを運営委員会で検討することとしたい。

議題 3. 作業部会のメンバーの変更について

事務局より、資料 5「作業部会のメンバーの変更について」に基づき、次の説明があった。

作業部会部会員である関西電力株式会社の今田氏からの辞任の申し出に伴い、同社の菅田氏に作業部会会員を委嘱することとしたい。また、作業部会への参加について、先に意思表示のあった北海道電力株式会社の谷村氏に、新たに作業部会会員を委嘱することとしたい。

審議の結果、作業部会のメンバーの変更について、原案の通り承認された。

以上をもって、本日の運営委員会は 14 時 20 分に議事を終了し、散会した。

以 上